

## コミュニティ型研究会設置及び運営要領

一般社団法人 情報サービス産業協会

### 1. コミュニティ型研究会の位置づけ

事業計画に基づき、協会に、JISA 会員企業等の経営者、従業員、関係分野の専門家・スペシャリスト、員外の関係者等がオープンに集い、切磋琢磨する全員参加型の各種コミュニティ型研究会(呼称は、コミュニティ、ネットワーク又は研究会。以下「コミュニティ」という。)を設置する。

コミュニティの活動を通して、参加企業は企業間連携を図ることができ、参加者は各人の視野や人脈の拡大と能力の向上を図ることが期待できる。また、コミュニティはこれを基盤として業界内外における有識者との交流も積極的に推進することができる。

### 2. コミュニティの設置について

JISA会員企業等及びJISA事務局は、新たなコミュニティの設置提案をする場合には、設置の趣旨及び狙い、活動内容、募集メンバーの条件、幹事の氏名及び所属等を内容とする提案書を正副会長会議に提出する。

### 3. コミュニティの運営について

#### (1)構成メンバー

- ・コミュニティに幹事及び事務局としてJISA事務局担当者を置く。
- ・コミュニティメンバーは、原則公募とする。
- ・コミュニティは、員外の者をメンバーとして参加させることができる。
- ・JISA事務局は、メンバーから要請がある場合には所属長あてに参加依頼状を発出する。

#### (2)活動

- ・コミュニティの活動は、基本的に年度単位とする。
- ・コミュニティの運営は、年度ごとに選定された幹事を中心に自主的に行う。
- ・コミュニティの幹事は、実情に合わせて活動状況のまとめを行い、JISA事務局に報告する。
- ・活動成果については、正副会長会議の審議を経た後、JISAの活動として公表することができる。
- ・開催に必要な会議室、メーリングリスト、参加者名簿、開催資料(モノクロプリント)は、JISA事務局が提供する。
- ・コミュニティの運営に必要な経費が生ずる場合は、その都度JISA事務局と協議する。
- ・コミュニティの事務局は、配付資料及び開催録を管理する。